

「信用評価調整(CVA)リスク:焦点を絞った最終調整」に関する市中協議文書の公表について

2019年12月

金融庁／日本銀行

* 当資料は、バーゼル銀行監督委員会(バーゼル委)が公表した市中協議文書の内容の理解促進の一助として、作成されたものです。市中協議文書の内容については必ず原文を当たって御確認下さい。本資料の無断転載・引用は固くお断り致します。

背景

- 2017年12月、バーゼル銀行監督委員会(以下、バーゼル委)は、バーゼルⅢの最終化パッケージの一環として、信用評価調整(CVA)リスクの枠組みを公表。
 - その後、2019年1月にマーケット・リスクの枠組みが見直されたことに伴い、CVAリスクの枠組みにも見直しの必要性(※)が発生。また、上記以外の見直し案についても限定的に検討。
- ※ CVAリスクの枠組みは、資本賦課の計測手法の一部に、マーケット・リスクの枠組みと同様の手法を用いている。
- 本市中協議は、上記の点を踏まえて行うもの。なお、バーゼル委は、本市中協議における見直し提案以上にCVAリスクの枠組みの見直しを行うことは予定していない。

見直し内容

(1) マーケット・リスクの枠組みの見直しに伴う調整

内容	関連するリスク測定方式
一般金利リスクのデルタ・リスクに適用するリスク・ウェイトの見直し(▲30%)	標準的方式(SA-CVA)
外国為替リスクのデルタ・リスクに適用するリスク・ウェイトの見直し(▲50%)	SA-CVA
ハイ・イールド／無格付のソブリン(含む中銀)・開発銀行に係る信用スプレッド・リスクのデルタ・リスクに適用するリスク・ウェイトの見直し(3.0%→2.0%)	SA-CVA 基礎的方式(BA-CVA)
ベガ・リスクのリスク・ウェイトにおけるキャップ(100%)の設定	SA-CVA
クレジット・スプレッドと株式のリスク・クラスへのインデックス・バケットの追加	SA-CVA
上記インデックス・バケットの追加に伴う資本賦課の計算式(異なるリスク・バケット間の合算式)の見直し ^(注)	SA-CVA

(注) 見直しに伴い、インデックス・ヘッジの効果が改善。

見直し内容

(2) それ以外の見直し案

内容	関連するリスク測定方式
カウンターパーティ信用リスクの枠組みにおける所定の条件 (CRE54.14~CRE54.16) を満たす適格中央清算機関との間接参加取引の資本賦課計測の免除	SA-CVA BA-CVA
清算参加者の顧客に対するエクスポージャー等に関するリスクのマージン期間の見直し(9+N日→4+N日。Nは、マージン契約における証拠金受渡しの間隔) ^(注)	SA-CVA
CVAリスクが大きい証券金融取引 (Securities Financing Transactions) の資本賦課計測の免除	SA-CVA BA-CVA
規制乗数 ($m_{CVA} = 1.25$) の値の見直し(1~1.25の範囲で)	SA-CVA
規制乗数 ($m_{CVA} = 1.25$) を見直す場合の、BA-CVAの資本賦課の調整(調整係数の追加)	BA-CVA

(注) カウンターパーティ信用リスクの枠組みと平仄をとることを企図。日次で証拠金の授受を行っている場合には、マージン・リスク期間が10日→5日に短縮される。

今後の予定

- 本市中協議文書に対するコメントは、令和2年(2020年)2月25日までに以下のBISのウェブサイトにて英文でご提出下さい。

<https://www.bis.org/bcbs/commentupload.htm>

- コメントは特段の断りが無い限り、全てBISのウェブサイトに掲載されます。
- なお、SA-CVAの規制乗数(m_{CVA})の値の見直し及びそれに伴うBA-CVAの資本賦課の調整(調整係数の追加)等、資本賦課の調整に関しコメントをされる場合には、具体的なエビデンスの提出が併せて求められている点にご留意下さい。